

議案第42号

筑西市介護保険条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市介護保険条例の一部を改正する条例

筑西市介護保険条例（平成17年条例第108号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

- 14 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がある場合であって、そのみなされることにより決定される当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第5条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減

免する。

1 5 前項の規定による減免後の令和 8 年度分の保険料の額は、令附則第 2 5 条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

1 6 第 1 4 項の規定による保険料の減免は、保険料の納付義務者の申請を要しない。

## 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。